○　医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病　　名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| インフルエンザ | 症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス  感染症 | 発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出していると言われている。特に発症後、５日間は、他人に感染させるリスクが高いことから注意が必要 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまで  ※発症日の翌日を1日目とする  ※症状軽快とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態であること |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| ヒトメタニューモウイルス | 咳・発熱がある間（一週間程度）潜伏期間は４～５日 | 咳などの症状が安定し、全身症状が  良いこと |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病） | 発しん出現前の１週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数週間（便の中に１か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ＲＳウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮化してから |
| 突発性発しん |  | 解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと |

※保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

　保育所入所児がよくかかる上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。

保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。